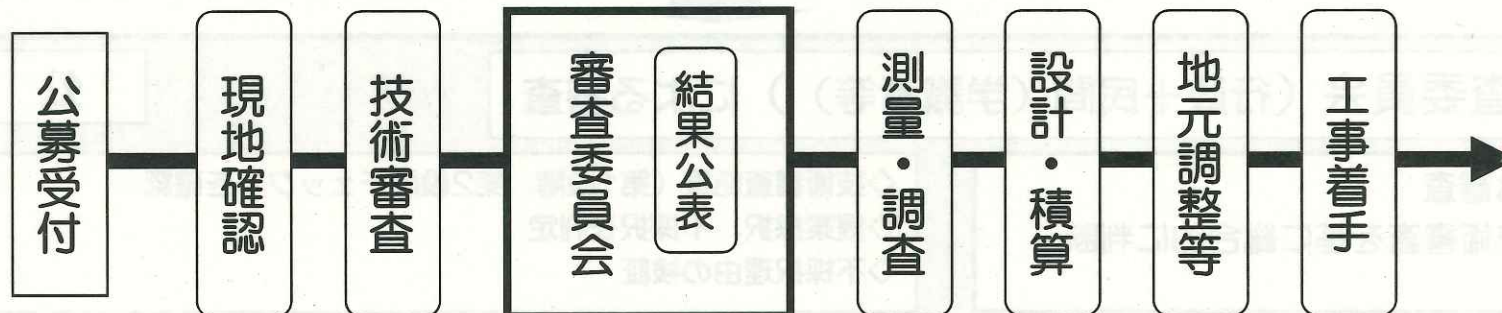


審査案件一覧表（丹後土木事務所）

施設区分	府民提案型		合計	実施箇所の概要
	実施する	実施しない		
道路	(25) 135	48	(25) 183	舗装補修、側溝整備、歩道整備、ガードレール設置 など
河川・砂防	(1) 87	18	(1) 105	浚渫、護岸改修 など
海岸・港湾	(1) 7	8	(1) 15	舗装、公園施設改修 など
全体	(27) 229	74	(27) 303	実施率 約 75.6%

※（ ）は内数で、他事業で実施するもの

公募受付から工事着手までの流れ



提案工事を審査するため審査基準ガイドライン

技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

第1段階チェック

工事の種別・公共性・工事の規模による仕分け

◇安心・安全につながる小規模な工事が対象

◆次のような工事は対象外

- ① 国や市町村等の管理施設に関する工事
 - ② 利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④ 道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事及び建物の新築・大規模な改築工事
- ※小規模な工事においては、用地買収を伴うものも対象

第2段階チェック

- ① 公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ② 技術上の適合性
- ③ 速効性

◇公共事業としての必要性、投資効果の大きさ

◇地域づくりやまちづくりとの整合性

◇地域や市町村等からの要望との整合性

◇関係法令や構造規準、技術規準との適合性

◇早期対応の必要性（緊急性によっては直ちに実施）

◇他の管理者等との調整の難易

審査委員会（行政＋民間（学識者等））による審査

公開

総合審査

技術審査を基に総合的に判断

◇技術審査結果（第1段階、第2段階チェック）を確認

◇提案採択、不採択を判定

◇不採択理由の検証